

様式第 1 号

赤穂市住民票の写し等本人通知制度登録申出書
(新規 ・ 更新)

赤穂市長あて

赤穂市住民票の写し本人通知制度実施要綱第 4 条第 1 項又は第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し出ます。

申出年月日	年 月 日		
(フリガナ) 登録者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	(〒 ー)		
世帯主名		連絡先	(TEL)
本 籍			
筆頭者名			
証明書種別	<input type="checkbox"/> 住民票等	・住民票の写し(除票を含む。)・住民票記載事項証明書	
	<input type="checkbox"/> 戸籍等	・戸籍の謄抄本等(除籍を含む。)・戸籍記載事項証明書 ・戸籍附票の写し(除かれた附票を含む。)	

※代理人による申出の場合は、次の欄も記入してください。

(フリガナ) 代理人氏名		生年月日	年 月 日
住 所	(〒 ー)		
連絡先	(TEL)		
登録者との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他の代理人		

事務処理欄

登 録 日	年 月 日	期間満了日	年 月 日
受 付	本人(代理人)確認書類		名簿記載事務
受付者：	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	名簿番号 () 処 理 日 : 担 当 者 : 処 理 住 ・ 戸	

(裏)

本人通知制度について

- 1 本人通知制度とは、事前に登録した者（以下「登録者」という。）の住民票の写し等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その事実を登録者に通知することにより、不正請求の抑止と不正取得による個人の権利侵害を防止するための制度です。

なお、通知の対象は、登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります（同一の住民票に記載のある者であつても、登録をしていなければ対象となりません。）。

（※1） 住民票の写し等とは、住民票の写し（除票を含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（除附票を含む。）、戸籍の謄（抄）本等（除籍を含む。）、戸籍記載事項証明書をいいます。

（※2） 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体等の機関を除く。）をいいます。本人等とは、住民票の写しについては、当該住民票に記載された者及びその者と同一世帯に属する者、戸籍の謄抄本及び戸籍の附票の写しについては、当該戸籍又は戸籍の附票に記載された者、その者の配偶者及びその者の直系尊属又は直系卑属をいいます。

- 2 登録等の申出の受付は、赤穂市役所市民課及び有年公民館の窓口で行います（休日を除く。）。
登録日は、申出受付日から3日以内（休日を除く。）で、登録日以降の交付請求が通知の対象となります。

- 3 代理人による登録等の申出の場合は、代理権を明かにする書類（委任状、戸籍、登記事項証明書等）が必要となります。
法定代理人による申出の場合は、本人通知は法定代理人宛に送付します。

- 4 郵送による登録等の申出は、次のいずれかの場合に限り可能です。
① 登録者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で申し出ることが困難な場合
② 登録者が他の市区町村に居住している場合

- 5 登録期間は、登録日から5年間です。登録期間満了日までに更新の申出がない場合は、登録満了日の翌日に登録が抹消されますので、あらかじめご了承ください。
（登録の期間満了日に関する事前連絡は行いません。）
なお、更新の手続きは、登録期間満了日の1月前から受付できます。

- 6 住所の異動、本籍、氏名などに変更が生じたときは、届出が必要です。変更の届出がない場合は、登録者への通知が行えない場合がありますのでご注意ください。また、登録期間満了前に登録の廃止をするときも届出が必要です。
なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を抹消します。

- 7 本人通知の記載事項は、交付年月日、交付証明書の種別及び通数、交付請求者の種別の項目です。交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、交付請求者の種別は、「本人等の代理人」「第三者（個人）」「第三者（法人）」「第三者（八業士（※3））」の4種類です。

（※3） 八業士とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士をいいます。

- 8 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等についての調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。